

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 3 月 31 日 (月) 号外第 49 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (230) (県土総務課) 2
-------	--

告 示

鳥取県告示第230号

平成24年鳥取県告示221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成24年鳥取県告示第828号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）<u>及び平成25年鳥取県告示第514号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成24年鳥取県告示第828号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、</p>

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ (<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 略

イ 県外に本店を有する者が調達公告において総合評定値(法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。)が入札参加者の条件として定められている入札に参加する場合にあっては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値の通知書の写し(対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度(以下「前々年度」という。)の10月1日からその翌年度(以下「前年度」という。)の9月30日まで(前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者(前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。))については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで)の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日(その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日)とする。)

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合にあっては、次に掲げる書類

(ア) 当該共同企業体の協定書の写し

(イ) 当該共同企業体の各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ (<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 略

イ 県外に本店を有する者にあっては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値(法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)の通知書の写し(対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度(以下「前々年度」という。)の10月1日からその翌年度(以下「前年度」という。)の9月30日まで(前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者(前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。))については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで)の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日(その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日)とする。)

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状

(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあってはそれらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)・(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、第 1 回目入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の提出期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により行うものとする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア・イ 略

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価

(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあってはそれらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、3の(3)に定めるところにより行うものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)・(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、第 1 回目入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の提出期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、(3)によるものとする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア・イ 略

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価

格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 1に掲げる条件の審査は、開札の結果、落札予定者（最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格を提示した者のうち最低の価格を提示したもの、総合評価入札方式を行った建設工事について総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。）となった者に対して行う。

(4)～(16) 略

格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 1に掲げる条件の審査は、開札の結果、落札予定者（最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格を提示した者のうち最低の価格を提示したもの、総合評価入札方式を行った建設工事について総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。）となった者に対して行う。この場合において、当該落札予定者に2の(2)又は3の(1)に規定する持参すべき書類がある場合は、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

(4)～(16) 略